

(参考1) 条例による事務処理特例制度を活用した
 特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況(平成29年4月1日現在)

所轄庁	移譲先市町村	市町村数	条例施行日	備考
北海道	新ひだか町	1	H20.4.1	
	北広島市、芽室町、標津町	3	H21.4.1	
	南幌町、鹿追町	2	H22.4.1	
	当別町、松前町、奥尻町、今金町、せたな町、ニセコ町、倶知安町、共和町、深川市、栗山町、浦臼町、旭川市、美瑛町、下川町、苦前町、遠軽町、清水町、浦幌町	18	H23.4.1	
	石狩市	1	H23.10.1	
	恵庭市、新篠津村、八雲町、東川町	4	H24.4.1	
	森町、上富良野町、広尾町、根室市	4	H25.4.1	
	美瑛市、利尻町	2	H26.4.1	
	苫小牧市	1	H26.10.1	
	稚内市、由仁町、幕別町、島牧村	4	H27.4.1	
	蘭越町、利尻富士町	2	H28.4.1	
猿払村	1	H29.4.1		
青森県	むつ市、つがる市	2	H22.4.1	
	青森市	1	H25.4.1	
	五所川原市、鱈ヶ沢町	2	H27.4.1	
	八戸市	1	H29.1.1	
岩手県	一関市	1	H18.4.1	【藤沢町】 権限移譲:H21.4.1 一関市と合併:H23.9
	大船渡市、花巻市、北上市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町、洋野町	8	H19.4.1	
	久慈市、陸前高田市	2	H20.4.1	
	一関市	1	H21.4.1	
	二戸市、葛巻町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村	6	H22.4.1	
	一戸町	1	H23.4.1	
	滝沢市	1	H27.4.1	
	盛岡市	1	H28.4.1	
	八幡平市	1	H29.4.1	
宮城県	栗原市	1	H23.4.1	
	大崎市	1	H25.4.1	
	登米市	1	H27.4.1	
山形県	山形市	1	H19.4.1	
	河北町、庄内町	2	H20.4.1	
	村山市	1	H21.4.1	
	南陽市	1	H22.4.1	
	上山市	1	H23.4.1	
福島県	いわき市、白河市、二本松市、会津美里町	4	H23.4.1	
	会津坂下町	1	H24.4.1	
	会津若松市、郡山市	2	H26.4.1	
	伊達市	1	H28.4.1	
	福島市	1	H29.4.1	
茨城県	常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、ひたちなか市	5	H23.4.1	
	古河市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市	4	H24.4.1	
	神栖市	1	H25.4.1	
	下妻市、牛久市、守谷市	3	H26.4.1	
	日立市、結城市、かすみがうら市	3	H27.4.1	
	常陸大宮市、小美玉市、城里町	3	H28.4.1	
	潮来市、大子町、五霞町	3	H29.4.1	
	栃木県	栃木市、日光市、茂木町、栃木市、栃木市、栃木市、那須町	7	
宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市		6	H20.4.1	
真岡市、大田原市、那須塩原市		3	H21.4.1	
那須烏山市、下野市、栃木市、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町		7	H22.4.1	
さくら市、上三川町		2	H23.4.1	
塩谷町		1	H26.4.1	
芳賀町		1	H27.4.1	
益子町、市貝町		2	H28.4.1	

所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数	条例施行日	備考
群馬県	館林市	1	H22.4.1	
	玉村町、明和町	2	H25.4.1	
	藤岡市	1	H29.4.1	
埼玉県	志木市	1	H25.4.1	
	加須市、吉川市	2	H28.4.1	
	久喜市	1	H29.4.1	
神奈川県	藤沢市	1	1	H25.4.1
新潟県	南魚沼市	1	H20.4.1	
	長岡市、三条市、柏崎市、見附市、燕市、佐渡市	6	H21.4.1	
	十日市町	1	H22.4.1	
	加茂市	1	H24.4.1	
	小千谷市	1	H25.4.1	
	新発田市	1	H26.4.1	
	魚沼市、胎内市	2	H27.4.1	
	村上市	1	H28.4.1	
	阿賀野市	1	H29.4.1	
岐阜県	養老町、坂祝町	2	H20.4.1	
	大垣市、関市、池田町	3	H21.4.1	
	揖斐川町	1	H23.4.1	
	白川町、惠那市、土岐市、笠松町	4	H24.4.1	
	多治見市	1	H28.4.1	
静岡県	沼津市	1	H23.4.1	
	富士市	1	H24.4.1	
	掛川市	1	H25.4.1	
	磐田市	1	H27.4.1	
	藤枝市	1	H28.4.1	
大阪府	岬町	1	H21.1.1	
	岸和田市、熊取町	2	H22.9.1	
	茨木市、河内長野市、河南町	3	H22.10.1	
	池田市、富田林市、箕面市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町	7	H23.1.1	
	摂津市	1	H23.4.1	
	寝屋川市	1	H23.9.1	
	泉大津市、松原市、阪南市、忠岡町	4	H23.10.1	
	羽曳野市	1	H24.1.1	
	豊中市	1	H24.4.1	
	和泉市、藤井寺市、四條畷市	3	H24.9.1	
	守口市、八尾市、柏原市、門真市、東大阪市、交野市、千早赤阪村	7	H24.10.1	
	高槻市、貝塚市、枚方市	3	H25.1.1	
	泉南市	1	H26.1.1	
	泉佐野市	1	H27.1.1	
	高石市、田尻町	2	H27.4.1	
	大東市	1	H27.10.1	
吹田市	1	H28.10.1		
島根県	松江市	1	H19.10.1	【東出雲町】 権限移譲：H22.4.1 松江市と合併：H23.8
	浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町	9	H20.4.1	
	安来市、雲南市、出雲市、美郷町	4	H21.4.1	
	松江市、西ノ島町	2	H22.4.1	
	邑南町	1	H23.4.1	
徳島県	美馬市	1	H24.4.1	
	那賀町	1	H25.4.1	
香川県	高松市	1	1	H26.10.1
愛媛県	今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	13	H20.4.1	
	八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町	4	H21.4.1	
	東温市	1	H23.4.1	
	松前町	1	H24.4.1	
高知県	土佐町、津野町、黒潮町	3	3	H24.4.1

所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数		条例施行日	備考
福岡県	大木町	1	1	H28.4.1	
佐賀県	唐津市、伊万里市、鹿島市、鳥栖市	4	13	H18.6.1	
	神崎市、基山町	2		H21.6.1	
	多久市、太良町	2		H22.6.1	
	武雄市	1		H23.6.1	
	嬉野市、有田町	2		H24.6.1	
	大町町	1		H26.6.1	
	白石町	1		H28.6.1	
長崎県	東彼杵町	1	1	H27.4.1	
宮崎県	宮崎市、都城市	2	13	H19.4.1	
	延岡市、日南市	2		H20.4.1	
	小林市	1		H21.4.1	
	えびの市、高鍋町	2		H23.4.1	
	日向市、高原町	2		H25.4.1	
	新富町、川南町	2		H27.4.1	
	串間市、西都市	2		H28.4.1	
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、霧島市	3	15	H19.4.1	
	奄美市	1		H20.4.1	
	姶良市	1		H26.4.1	
	垂水市、西之表市、伊佐市、南九州市	4		H27.4.1	
	出水市、指宿市、南さつま市、志布志市	4		H28.4.1	
	枕崎市、日置市	2		H29.4.1	
計	25 道府県	298 市町村			

(注1) ()内の数字は合併前の旧市町村も含めた総数。

(注2) 移譲されている事務や手続きの詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等にご確認ください。

(参考2) 条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲該当事項

平成29年4月1日現在

条 項 (号)	事務内容	所轄庁別事務移譲状況																								
		北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	神奈川県	新潟県	岐阜県	静岡県	大阪府	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県
10:1	設立認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10:2	認証申請があった旨の公告及び縦覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12:3	認証又は不認証の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12:2:2	警察本部長等への意見の聴取(法43の2の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12:2:2	警察本部長等からの意見の受理(法43の3の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13:2	登記の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13:3	未登記による認証の取消	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17:3	仮理事の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17:4	特別代理人の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18:(3)	不正の行為等の報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23:1	役員変更等の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25:3	定款変更の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25:5	認証の申請があった旨等の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25:5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25:6	定款変更届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25:7	定款変更登記の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26:1	定款変更(所轄庁変更)申請書の受理	○							○		○	○									○					
26:3	定款変更(所轄庁変更)事務引継								○		○	○														
29:	事業報告書等の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30:	事業報告書等の閲覧又は謄写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31:2	解散(事業の成功の不能)の認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31:4	解散届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31:8:	清算中に就任した清算人の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32:2	残余財産の譲渡の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32:2:3	裁判所からの意見の求め又は調査の受託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32:2:4	裁判所への意見の陳述	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32:3:	清算終了届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34:3	合併の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34:5	認証申請があった旨の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34:5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39:2	登記の届出の受理(法13条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39:2	未登記による認証の取消(法13条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41:1	報告徴収及び立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42:	改善命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43:1・2	認証の取り消し	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43:2:	警察本部長等への意見の聴取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43:3:	警察本部長等からの意見の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 該当事務が移譲されている条項に"○"を、一部の事務が移譲されている条項に"△"を記載しています。

(注2) 移譲されている事務や手続きの詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等に確認ください。